



平和憲法をいかして地球の軍縮をすすめよう
憲法 9 条 & 12 条会議 in コスタリカ
会議宣言

コスタリカ共和国プンタレナス港にて開催された「平和憲法をいかして地球の軍縮をすすめよう—
憲法 9 条 & 12 条会議」の参加者である私たちは、

日本国憲法 9 条とコスタリカ共和国憲法 12 条によって打ち立てられた基本原則のもつ地元、地
域また世界的な価値を強調し、

日本国憲法 9 条に明記された「国権の発動たる戦争と、国際紛争を解決する手段としての武力
による威嚇または武力の行使」の放棄、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」という約
束、「国の交戦権はこれを認めない」という宣言、およびコスタリカ共和国憲法 12 条に明記された
「常設機関としての軍隊は廃止する」、「軍隊は、大陸間協定により又は国防のためにのみ組織
することができる」という言明を想起し、

両国のおよびその他の平和憲法が、社会の非軍事化や平和の文化の構築を促進し、持続可能
な開発や戦争の廃絶につながる環境を育むために重要な役割を担うことを高く評価し、

世界の 12 億の人々が 1 日 1 ドル以下で生活しており、また 8 億 5000 万人が飢えに苦しみ、不
平等が拡大する中、世界中で軍事支出は増加を続け 2008 年度には 1 兆 4640 億ドルにも上っ
たことに対して深い憂慮を表明し、

よりよい未来に向けた変革のために市民社会が果たしている重要な貢献を評価すると共に、市
民社会団体と政府が同じ目標に向けて手を取り合って活動することがいかに有益な結果を生む
かについて強く主張し、

2008 年 5 月に日本で開催された 9 条世界会議にて発表された、「戦争を廃絶するための 9 条世
界宣言」および他の声明を想起し、

国連憲章 26 条を活性化させ、軍備の規制と軍事費の削減の計画を立てるためにコスタリカ共和
国が国連においてとってきたイニシアティブの重要性を確認すると共に、これと並んで、この目標
を実行に移そうとする国々を支援する「コスタリカ・コンセンサス」の努力を支持し、

世界的な核兵器の廃絶、平和の希求、そして戦争の廃絶に関して、国際反核法律家協会 (IALANA) を含む世界中の市民社会が行っている努力を認め、

国際民主法律家協会第 17 回大会で発表されたハノイ宣言に着目し、平和と正義を法制化するために法律家が果たしている重要な役割を奨励し、

開発と平和の切り離せない関係を強調し、

軍縮、平和、開発に向けた地域レベルでの努力の重要性を再確認し、地域レベルでの努力が地球規模での多国間協議に重要な影響を与えることを強調する。

ラテンアメリカ地域において、1948 年のコスタリカ共和国の軍隊廃止の例に触発されて、エクアドル、ボリビア、および南米諸国連合 (UNASUR) で平和条項が最近採択されたことを歓迎する。

南極大陸を非核・非武装化地帯と定めた南極条約、およびラテンアメリカとカリブ海地域の核兵器を禁止したトラテロルコ条約の重要性について、世界の他の非核地帯拡大の気運を盛り上げたものとして、改めて想起する。

1996 年の国際司法裁判所の勧告的意見における「あらゆる側面における核軍縮のための交渉を誠実に進め、妥結させる義務がある」という結論および、2000 年核不拡散条約再検討会議の最終文書において核保有国が行った核廃絶の明確な約束(6-13 項)に基づき、核兵器禁止条約につながる交渉の呼びかけを支持する。

核兵器禁止条約の提案に対して、国連事務総長が 5 項目計画の中で支持を表明したこと、また、同提案に対して世界の過半数の政府が国連総会決議で賛成票を投じたこと、さらに、ノーベル平和賞受賞者、市長、国会議員、要人、そしてその他市民社会のリーダーたちが支持表明をしていることを歓迎する。

コスタリカとマレーシアの両政府によって 2007 年に国連事務総長に提出された、核のない世界を実現し維持するための法的、技術的、政治的要素を模索し、完全な核軍縮を達成するための交渉に役立つ手引きを提示するモデル核兵器禁止条約(改訂版)の重要性を認める。

朝鮮民主主義人民共和国による最近の核実験により東北アジアの緊張関係が悪化したことを遺憾とし、日本国憲法 9 条がもつ地域の信頼を築き緊張が地域紛争へと発展することを防ぐ役割を高く評価する。このような役割は、国連の呼びかけにより始まった武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ(GPPAC)が発表した東北アジア行動提言(2005)においても認められている。

軍事化の進行や莫大な防衛出費、自衛隊の海外派兵によって日本の憲法 9 条の原則は現在危機にさらされているが、日本政府がこの原則を保持し、実現させ、憲法上の義務を果たすよう強く求める。

朝鮮半島の非核化を達成し、東北アジアのすべての国々の政策において核兵器の役割を低下させ、各国が核兵器で攻撃されることのないよう安全を確保するための手段として「東北アジア非核地帯」を呼びかけることを支持する。

核兵器廃絶に向けた現職および元国家元首および政府高官による一連の声明が、核兵器廃絶の気運にはずみをつけていることを歓迎する。

世界がいま直面している食料、気候、エネルギー、貿易、社会、金融における危機的状況を憂慮すると共に、諸政府が2015年までに達成すべきミレニアム開発目標の約束を守っていないことに対して憂慮を示し、軍事費を削減することなどによってこれらの目標を達成するに足る資金を動員する必要性を強調する。

民主的に選出された政府を転覆させ、市民社会を抑圧する政治的、軍事的行為に軍隊を使用することを非難し、また、予防措置としての武力による威嚇またその使用が、差し迫った極度の武力による威嚇が行われ他にそれを防ぐ手段がない状況以外で行われることを非難する。

国連憲章26条を活性化し、軍備の規制と軍事費の削減計画を策定するためのコスタリカのイニシアティブを歓迎し、奨励する。

平和憲法は、軍備を規制し軍事費に使われる世界資源を最小化することを呼びかけた国連憲章26条を補強するものであると信じる。

そして、以下の通り勧告する。

私たちは、諸政府に次のことを求める。

- 平和と人間の安全保障のために自国の憲法を遵守し、国連憲章やミレニアム開発目標、軍縮条約などに定められた国際的な公約を守ること。
- 世界の人的および経済資源が軍事に転用されることを最小化するような軍備規制システムの確立を求める国連憲章26条の価値を認め、それを実施すること。
- 「コスタリカ・コンセンサス」や2008年11月の国連安全保障理事会で行われた「集団安全保障の強化と軍備の規制」の討論をはじめとする、国連におけるコスタリカのイニシアティブに続き、これを発展させること。
- 資源分配における優先順位を変え、持続可能な開発、人間の安全保障と平和のために資金を投入できるよう、軍事出費を削減すること。
- 地球規模の安全を促進し開発のための軍縮をすすめるために平和憲法が果たしうる役割を認めるような国連決議を策定し、採択すること。
- 軍縮と開発の関係に関する例年の国連決議を強化させ、実行すること。

- 包括的かつ効果的な武器貿易条約を制定すること。
- 2007年にコスタリカとマレーシアの両政府によって国連事務総長に対して提出され、全ての政府に配布されたモデル核兵器禁止条約を基に、核兵器禁止条約を通じて核兵器を禁止し除去するための交渉を始めることによって、ヒバクシャとその他の核被害を受けた生存者たちに対する敬意を払うこと。
- 2010年の核不拡散条約再検討会議を含むあらゆる関連の国際フォーラムにおいて、核廃絶のための協議と交渉を進めること。
- 迅速、普遍的、かつ検証可能な核兵器廃絶や全ての兵器の軍縮への一步として出された、非核地帯に示されるモデルに従って、非武装化地帯の設立を促進すること。
- この会議の成果をさらに発展させるためにエクアドルにて2009年11月に開催される平和憲法に関するグローバル・フォーラムに参加すること。
- 日本国憲法9条やコスタリカ共和国憲法12条のような平和条項を採択し、自国の憲法に取り入れること。

プンタレナス、コスタリカ
2009年7月16日